



子育て支援センター

遊びに
おいでよ



茨城町子育て支援センターは子育て親子に寄り添い、親子のふれあいと絆を深める活動をおこなっています。

新型コロナウイルス感染症対策に関するお願い

- ・新型コロナウイルス感染の疑いや濃厚接触者となってしまった場合、もしくは家族がPCR検査を受け、結果待ちの場合には利用をお控えください。
- ・咳、鼻水などの症状のある方や、同居する家族に発熱のある方がいる場合は、一定期間の利用をお控えください。

まんまる一むのご案内 要予約

対象 茨城町に住民票のある保護者と未就学児

開放時間 午前及び午後の2部制
*土曜日の開放は当面行いません。
平日【午前】9時30分～11時30分
【午後】1時30分～3時30分(各10人)

予約受付 月曜日～土曜日の午前9時～午後4時
(当日予約も承ります)
*希望日の前週の月曜日より、電話または子育て支援センターの窓口で受け付けます(定員になり次第締め切り)。

その他

- ・予約できる方は利用する保護者のみです。
- ・予約は一家庭一回までとし、次の予約は利用後にお受けします。
- ・兄弟であっても小学生の利用はご遠慮ください。
- ・詳細は受付の際にお伝えします。

読み聞かせ

日時 5月11日(水) 午前11時～11時15分
子育てボランティアが絵本や紙芝居の読み聞かせに来てくれます。親子でゆったりとお話の世界を楽しみましょう。

ボランティアによるピアノ演奏

日時 5月20日(金) 午前11時～11時15分
毎月一回、子育て個人ボランティアのサニーNAOKOさんによる演奏があります。お子さんと一緒に心地良い音色で癒やされましょう。

まんまるたいむ(月～金曜日)

時間 午前11時～11時15分
「からだであそぼう」
「リズムであそぼう」
「ふれあいあそび」
「わくわくおはなし」
などを日替わりで行います。



◀まんまるたいむの様子▶

町内在住者対象子育てセミナー

【集いの場。TU☆NA☆GU】

子育て中の仲間とおしゃべりする場です。参加者や職員と気軽におしゃべりをしましょう。子育てに関するアイデアやあそび場の情報など、参加者と共有しませんか。

対象 町内在住の3歳未満の子どもとその保護者
日時 5月25日(水) 午前10時～11時
場所 まんまる一む(定員5組)
予約受付 5月11日(水)～(日・祝日を除く) 午前9時～午後4時
電話または子育て支援センター窓口で受け付けます(定員になり次第締め切り)。

- * 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当面は予約制で開催しています。
- * 今後の状況により変更となる場合がありますので、ホームページなどでご確認ください。

—— 未就学児とその保護者が対象となります。 詳細は、お問い合わせください。 ——

【予約・問合せ先】 こども課 子育て支援センター ☎029-291-0980 (直通)
茨城町総合福祉センター「ゆうゆう館」内

子育て相談 ご利用ください

対象 未就学児をもつ保護者
場所 子育て相談室(電話相談も可)
受付時間 月～金 午前9時～午後5時
土 午前9時～午後4時30分
子育てに関する悩みや不安、誰かに話を聞いてもらいたいことなど、様々な相談に保育士が対応します。相談の間、保育士にお子さんを預けることができます(月～金)。どうぞお気軽にお越しください。



Information 情報

適用期間が再延長されました

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している 被用者(給与をもらっている)の方への傷病手当金について

新型コロナウイルス感染症に関する特別措置として、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため勤務することができなかった期間(一定の要件を満たした場合に限る)、傷病手当金を支給します。

*ただし、休職中に勤務先から給与等の支払いがある場合、傷病手当金の全部もしくは一部の支給が制限されます。

▶**対象** 下記の(1)から(4)までの全てに該当する方

- (1) 勤務先から給与等の支払いを受けている茨城町国民健康保険または後期高齢者医療保険の被保険者 ※青色事業専従者及び白色事業専従者を含む
- (2) 新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状によりその感染の疑いがあり、療養のために勤務することができなかった期間がある
- (3) (2)の期間について給与の全額または一部が支払われない
- (4) (2)の期間が3日以上連続しており、4日目以降が令和2年1月1日から令和4年6月30日までの間である

▶**支給額** [直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数]×2/3×日数

*勤務先の証明が必要となります。

*日数とは、勤務することができなくなった日から起算して、連続した3日を経過した日以降で勤務を予定していた日数です。

▶**適用期間** 令和2年1月1日～令和4年6月30日

*ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月まで

▶**申請方法** 所定の申請書を保険課に提出してください。

詳細は、下記までお問い合わせください。

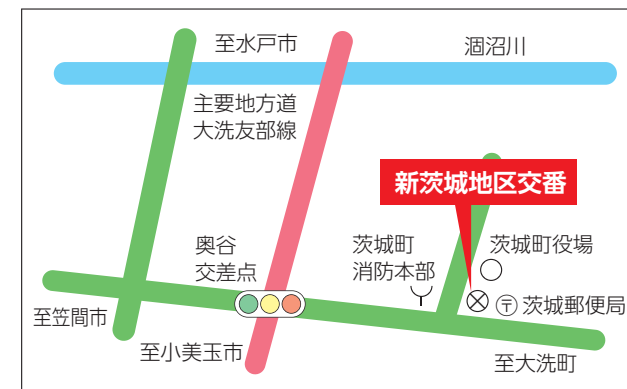
【問合せ先】 保険課 ☎029-240-7113(直通)

お知らせ 茨城地区交番が移転しました

昭和58年4月20日から運用してきた茨城地区交番は、老朽化に伴い、令和4年4月より、下記住所に移転しました。

明治12年7月に「長岡警察分所」として小鶴地区で運用を開始し、幾度も建て直しを行い、今日に至るまで地域の皆様から「長岡の検問所」として親しみをいただいていた、歴史ある交番です。

今後とも町民の皆様からのご高配を賜りますよう、お願いします。



【問合せ先】 茨城地区交番(茨城町大字小堤1022-2)
☎029-291-0110

お知らせ 令和4年度手話奉仕員養成講座 (入門課程) 受講生募集

手話で日常会話を行うために必要な知識や技術を学び、手話を使って聴覚に障がいのある方を支援する、手話奉仕員を養成する講座(入門課程・基礎課程の2年間の講座)を開催します。はじめての方も、お気軽にご参加ください。

- ▶**対象** 町内在住・在勤の方
- ▶**定員** 20人
- ▶**会場** 茨城町総合福祉センター「ゆうゆう館」2階 視聴覚室
- ▶**日時** 6月9日～令和5年2月の木曜日(月3～4回) 午後1時～3時 (全28回、一部変更の場合があります)
- ▶**参加費** 無料 ※ただし、テキスト代3,300円(税込)がかかります。
- ▶**申込方法** ハガキ・FAX・メールのいずれかに、必要事項(氏名、住所、連絡先、年齢、受講希望理由[動機])を記載のうえ、5月27日(金)までにお申し込み下さい。

【申込・問合せ先】 社会福祉課
☎029-240-7112(直通)
FAX029-219-1026
メール fukushi@town.ibaraki.lg.jp

*申込が最小催行人数に満たない場合、講座の開催を中止する場合があります。